

# 【役員等報酬規程】

第1条 この規定は、定款9条の規定に基づき、評議員及び理事、監事の報酬等について定める。

第2条 本規定において役員とは定款第2章に規定する者、及び次に掲げる者（以下「役員等」という）をいう。

- ・ 評議員
- ・ 理事
- ・ 監事
- ・ 第三者委員（評議員選任・解任委員等）

第3条 この法人の役員報酬は以下のとおりとする。

1. 常勤理事について、年俸制とし月額で支給する。但し、上限額を設ける。
2. 評議員会、理事会、監査会、第三者委員会に出席した役員等について、1会議あたり3,341円支給する。但し、同一日に複数の会議が開催された場合は、1会議とする。
3. 役員等が、施設外において開催される研修会等に参加した場合、1日当たり2,042円支給する。
4. 特別な理由により、上記により難しい場合は、その都度理事長が定める。
5. 理事長及び職員を兼務する役員等には、支給しない。
6. 理事長より要請があった場合。

※支給対象者の区分、支給基準表

役員等	対象者区分	支給基準	個人別上限額
理事	常勤理事	年俸制（月額支給）	年額 1,000 万円
	職員兼務理事	理事手当なし	なし
	非常勤理事	執務日数	日額 3,341 円
監事		執務日数	日額 3,341 円
評議員		執務日数	日額 3,341 円
第3者委員		執務日数	日額 3,341 円

第4条 役員等が、法人各施設外にて研修等の用務をした時は、役員等の自宅から用務地までの、最も合理的な経路に基づく公共交通機関の運賃相当額を、旅費として支給する。職員を兼務する役員等は、別に定める旅費規定による。また、宿泊等をする場合には、事前に法人が指定するホテル等の宿泊料金の実費を支給する。

第5条 この規定の改変は、評議員会の議決により行う。

付則 この規定は、令和2年10月21日に制定され、令和3年4月1日から施行する。